

奈良県医療ソーシャルワーカー協会規約

(会の名称及び事務局)

第1条 本会は奈良県医療ソーシャルワーカー協会といい、事務局を「天理よろづ相談所病院（所在地 奈良県天理市三島町 200 番地）」におくこととし、年度毎にこれを定める。

(目的)

第2条 本会は、奈良県内の医療福祉関係者の連絡を密にし、相互に協力して共通の諸問題を研究し、資質を高め、更なる地位の確立を計り、よって医療ソーシャルワークの正しい発展に努力し、社会福祉向上の為の推進力となることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1項 医療ソーシャルワークに関する調査研究を行うこと。
- 2項 医療ソーシャルワークの普及・啓蒙を図ること。
- 3項 医療ソーシャルワークに関する知識及び技術の向上を図ること。
- 4項 関係機関および関係団体との連絡調整・協力に関すること。
- 5項 その他、目的達成に必要と認められること。

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員と賛助会員の2種とする。

- 1項 正会員は、医療法、社会福祉法、及び介護保険法等に基づく施設に所属するソーシャルワーカー、並びに相談援助業務に従事する者とする。
- 2項 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する学生並びに医療ソーシャルワークの推進に協力する個人及び団体とする。

ただし、学生以外の賛助会員としての入会は、正会員1名以上の推薦を要し、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第5条 会員は、次の区分によって会費を納めなければならない。

正会員	年額 2,000 円
賛助会員 個人・団体	年額 2,000 円

学生 年額 1,000 円

なお、既納の会費は返還しないものとする。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、入会を希望する者は、別に定める入会届を会長に提出する。

(退会)

第7条 会員は別に定める退会届を会長に提出することにより、退会できる

2項 会費を2年以上納入していない者は退会したものとみなす。

3項 死亡、もしくは失踪宣告を受けたもの

(除名)

第8条 会員が次の各項のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1項 本会の規約又は規則に反したとき。

2項 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

3項 その他除名すべき正当な事由があるとき。

なお、会員の除名の決議を行う場合、当該会員に対し、決議の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(倫理綱領の遵守)

第9条 ソーシャルワーカーである本会の会員は、その使命にふさわしい倫理を自覚し、「倫理綱領」を遵守しなければならない。

(役員)

第10条 本会には、次の役員をおく。

運営委員：7名以上12名以下

なお、運営委員のうち会長1名、副会長2名以下、会計1名、会計監査1名をおく。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

1項 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合、職務を代行し

本会の会務を実行する。

3項 会計は、金銭の出納を行い、年1回は会計報告を行うものとする。

4項 会計監査は、会計報告の監査を行う。

5項 運営委員は運営委員会を構成し、総会の決議に基づき、本会の業務を執行する

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

1項 補欠により役員に就任した者の任期は、前任者の残任期とする。

(運営)

第13条 本会を運営するのに、次の会をもつ。

1項 総会

2項 運営委員会

(総会)

第14条 総会は、正会員をもって構成し、本会の最高の決議機関で、毎年1回会長が招集する。

1項 正会員の3分の1から会議の目的を示して要求があった時、会長は臨時総会を招集しなければならない。

2項 総会は、正会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。但し委任状をもって出席にかえることができる。

3項 総会の議長は、出席正会員の中から選任する。

4項 総会の決議事項は以下の通り。

- ・ 規約改正
- ・ 事業計画
- ・ 予算及び決算
- ・ その他の重要事項

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

会長または運営委員が必要と認めたとき、会長が招集し、本会の会務の執行に関する事項を協議する。

(会計報告)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

第17条 この規約は昭和47年9月29日より施行する。

昭和49年 6月23日 一部改正する。

昭和52年 3月29日 一部改正する。

昭和55年 4月15日 一部改正する。

昭和56年 3月17日 一部改正する。

昭和59年 3月21日 一部改正する。

平成02年 3月08日 一部改正する。

平成15年 5月10日 一部改正する。

平成16年 5月17日 一部改正する。

平成25年 6月22日 一部改正する。

平成26年 7月5日 一部改正する。

令和7年 5月17日 一部改正する。